

令和6年度執務室什器の購入等業務一式に係る  
一般競争入札説明書

[全省庁共通電子調達システム対応]

入 札 説 明 書

入 札 心 得

入 札 書 様 式

電子入札案件の書面入札参加様式

委 任 状 様 式

予算決算及び会計令（抜粋）

仕 様 書

入 札 適 合 条 件

契 約 書 （ 案 ）

令和6年10月  
原子力規制委員会原子力規制庁  
長官官房会計部門

# 入札説明書

原子力規制委員会原子力規制庁  
長官官房会計部門

原子力規制委員会原子力規制庁の物品調達に係る入札公告（令和6年10月21日付け公告）に基づく入札については、関係法令、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得及び電子調達システムを利用する場合における「電子調達システム利用規約」（<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/pdf/riyoukiyaku.pdf>）に定めるものほか下記に定めるところによる。

## 記

### 1. 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

令和6年度執務室什器の購入等業務一式

#### (2) 納入期限

令和7年3月31日まで

#### (3) 納入場所

仕様書による。

#### (4) 入札方法

入札金額は、総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2. 競争参加資格

#### (1) 予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

#### (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

#### (3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者ではないこと。

#### (4) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付されている者であること。

#### (5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

### 3. 入札者に求められる義務等

この一般競争に参加を希望する者は、原子力規制委員会原子力規制庁の交付する仕様書に基づき機能証明書を作成し、機能証明書の受領期限内に提出しなければならない。

また、支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された機能証明書は原子力規制委員会原子力規制庁において審査するものとし、審査の結果、採用できると判断した証明書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

#### 4. 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は開催しない。

#### 5. 機能証明書の受領期限及び提出場所

##### (1) 受領期限

令和6年11月25日（月） 12時00分

##### (2) 受領場所

〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル  
18階 原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房会計部門

##### (3) 提出方法

###### ア. 電子調達システムで参加する場合

電子調達システムで参加する場合は（1）の期限までに同システム上で機能証明書を提出すること（同システムのデータ上限は10MBまで）。

###### イ. 書面で参加する場合

書面で参加する場合は（1）の期限までに原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式2による書面入札届と合わせて提出すること。

提出方法は持参、郵送または電子メールによるものとする。郵送の場合は確実に届くよう、配達証明等で送付すること。

電子メールで送付する場合には、（1）（2）本件に関する照会先に送付すること。なお、容量が10MBを超過する場合は、分割して提出すること。

また、原子力規制庁到着時刻をもって提出期限の判断を行うこととなるため、余裕をもって提出すること。期限を超えた場合には理由を問わず入札に参加することはできない。

##### (4) その他

審査の結果は令和6年12月6日（金）までに電子調達システムで通知する。書面により入札に参加する者へは、書面で通知する。（審査結果通知書）

#### 6. 競争執行の日時及び場所等

##### (1) 入札及び開札の日時及び場所

日時：令和6年12月10日（火） 13時30分

場所：原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル18階入札会議室

##### (2) 入札書の提出方法

入札書の提出は以下の方法のみであり、メール等その他の方法による提出は認めない。

###### ア. 電子調達システムによる入札の場合

6. (1) の日時までに同システムにより入札を行うものとする。

イ. 書面による入札の場合

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式2による書面を5. (1) の日時までに提出済みであること。

また、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式1による入札書を

6. (1) の日時及び場所に持参すること。なお、入札書の日付けは、入札日を記入すること。

入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7. 落札者の決定方法

支出負担行為担当官が採用できると判断した機能証明書を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札額によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち最低の価格をもつて入札した者を落札者とすることがある。

8. その他の事項は、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得の定めるところにより実施する。

9. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

10. 契約書作成の要否 要

11. 契約条項 契約書（案）による。

12. 支払の条件 契約書（案）による。

13. 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

14. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地

支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 小林 雅彦  
〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

15. その他

(1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもつて説明しなければならない。

(2) 本件に関する照会先

担当：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房 鈴木 魁世

電話：03—5114—2103

メールアドレス：suzuki\_kaisei\_s7d@nra.go.jp

(3) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

政府電子調達システム（G E P S）

ホームページアドレス <https://www.p-portal.go.jp>

ヘルプデスク 0570—000—683（ナビダイヤル）

受付時間 平日 9時00分～17時30分

(別 紙)

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得

1. 趣旨

原子力規制委員会原子力規制庁の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下、「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省序統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。  
ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。なお、入札説明書において「電子調達システムより入札書を提出すること。」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封かんし、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官殿と記載)及び「令和6年12月10日開札[令和6年度執務室什器の購入等業務一式]の入札書在中」と朱書きして、入札日時までに提出すること。
- (3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕をもって行うこと。

## 7. 代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続を終了しておかなければならない。

## 8. 代理人の制限

- (1) 入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (2) 入札者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下、「予決令」という。）第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人とすることはできない。

## 9. 条件付の入札

予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあつては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかつたとき若しくは指名されなかつたときは、当該入札書は落札の対象としない。

## 10. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない代理人による入札又は電子調達システムに定める委任の手続を終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証

明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札

- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

## 11. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

## 12. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。ただし、別途指示があった場合は、当該指示に従うこと。

## 13. 調査基準価格、低入札価格調査制度

- (1) 工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について予決令第85条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされることとなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下、「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。
  - ① 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
  - ② 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額
- (2) 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下、「低入札」という。）した

者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下、「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。

- (3) 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

14. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

15. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

16. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、契約書を受理した日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

17. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(別 記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をうととともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(様式1)

入札書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地  
商 号 又 は 名 称  
代表者役職・氏名

(復) 代理人役職・氏名

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 令和6年度執務室什器の購入等業務一式
- 2 入札金額 : 金額 円也
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 本入札書は原本であり、虚偽のないことを誓約するとともに、暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

担当者等連絡先  
部 署 名 :  
責任者名 :  
担当者名 :  
T E L :  
E-mail :

(様式2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地  
商 号 又 は 名 称  
代表者役職・氏名

書面入札届

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、書面入札方式で参加をいたします。

記

1 入札件名 : 令和6年度執務室什器の購入等業務一式

2. 電子調達システムでの参加ができない理由

(記入例) 電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者等連絡先  
部 署 名 :  
責任者名 :  
担当者名 :  
T E L :  
E - m a i l :

(様式 3-①)

## 委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

(委任者) 商号又は名称  
代表者役職・氏名

代理 人 所 在 地

(受任者) 所属(役職名)  
代理 人 氏 名

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和6年度執務室什器の購入等業務一式の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること

担当者等連絡先  
部署名：  
責任者名：  
担当者名：  
T E L：  
E-mail：

(様式 3-②)

## 委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
原子力規制委員会原子力規制庁官房参事官 殿

代理人所在地  
(委任者) 商号又は名称  
所属(役職名)  
代理人氏名

復代理人所在地  
(受任者) 所属(役職名)  
復代理人氏名

当社 を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和6年度執務室什器の購入等業務一式の入札に関する一切の件

担当者等連絡先  
部署名：  
責任者名：  
担当者名：  
T E L：  
E-mail：

(参考)

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下、「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

## 仕様書

### 1. 件名

令和6年度 執務室什器の購入等業務一式

### 2. 業務・納入場所

原子力規制委員会原子力規制庁（以下、「当庁」という。）

東京都港区六本木1－9－9 六本木ファーストビル

### 3. 納入・履行期限

令和7年3月31日(月)

ただし、原子力規制庁担当職員(以下、「担当職員」という。)から別に指示がある場合は、指示する日とする。

### 4. 什器の調達について

#### (1) 数量について

別紙1のとおり

#### (2) 規格について

別紙1のとおり

#### (3) 新規什器は以下の条件を満たすものとする

- ア 該当する物品等については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)に基づく判断基準及び配慮事項を満たしていること。
- イ 商品は全てカタログ品であること。
- ウ 該当する物品等については、一般社団法人日本オフィス家具協会の「オフィス家具-製品安全基準のガイドライン」に準拠した製品であること。
- エ 國際標準化機構 (ISO) の品質保証規格 9001 並びに環境マネージメント規格 14001 の認証を受けたメーカー製品であること。

#### (4) 参考製品以外の品番であり同等品で応札を予定する場合は、事前に担当職員への承認を得た上で入札に参加すること。

### 5. 業務内容等について

- (1) 請負者は本業務に必要な作業概要、スケジュール、実施作業工程表をまとめた作業計画書を作成し、担当職員の承諾を得ること。
- (2) 本業務の実施にあたり、必要に応じて、担当職員及び関係者（関連する他工事業者等及び当庁関係課室を含む）との打合せ・説明会等に参加するものとする。

- (3) 納品日・納品時間及び設置作業は、事前にビル管理者及び担当職員と協議し、調整すること。また、本作業は複数回（2週末）に分けて実施することを想定しているため、考慮すること。
- (4) 設置の際に当庁において用意する備品シールを貼り付けて納品すること。
- (5) 搬入作業は原則として請負者行うこととする。なお、什器類の搬入にあたっては既存設備等に損傷を与えぬようあらかじめ適切な養生を行うものとし、必要な資材に関しても請負者で用意すること。万一、損傷を与えた場合には、その復旧に要する費用については請負者の負担とする。
- (6) 搬入した什器（机）の一部（当庁より指示する）には、ディスプレイアーム・ディスプレイを取り付けること。また、一部の既設ディスプレイアーム・ディスプレイについては取り外しと取り付け作業が発生するものとする。
- (7) 新規の什器類及び一部の既設什器については担当職員の指定するレイアウトのとおり設置することとする。また、7階執務室に配置されている什器（ベース・事務椅子等一式）については、担当職員が指定する2階執務室へ移すこと。また、既存設備等の状況によりレイアウト等に変更が発生した場合は別途協議する。
- (8) 搬入後、梱包材等の廃棄物は請負者が引き取るものとし、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関連法令等に従って適切に処理するものとする。
- (9) 新規什器の調達に伴い、購入した品目の同等品の既設什器については、引き取るものとし、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関連法令等に従って適切に処理するものとする。
- (10) 下記の場合においては、速やかに調達物品の返品、交換に応じることとし、返送に必要な費用については請負者が負担すること。
  - ・仕様書の記載内容と異なる商品を納入した場合（4.（4）で承認を得た場合を除く。）
  - ・請負者の責任で傷や汚れが生じた商品
- (11) 既設什器内の書類等を梱包するのに必要な資材(段ボール 250 個程度、ラベルシール等)及び移動、廃棄等の作業に必要なラベルシール等については請負者が用意すること。
- (12) 搬出入作業に利用する車両・駐車情報、エレベーター、作業内容については事前に担当職員へ申請し許可を得ること。
- (13) 個室ベースの設置に伴う消防申請手続については、請負者で行うこと。
- (14) 作業実施者は、担当職員と日本語で円滑なコミュニケーションが可能で、かつ良好な関係が保てること。

## 6. その他

請負者は、本仕様書に疑義が生じた時、本仕様書により難い事由が生じた時、あるいは本仕様書に記載のない細部事項については、担当職員と速やかに協議し、その指示に従うこと。

以上

NO	品目	数量	仕様				
1	執務机 キャスター脚	42台	外寸法 材質 カラー 要件 参考品番	W1200mm D1200mm H720mm 天板/表面材：メラミン化粧板、エッジ：樹脂押出材（ABS）、芯材：パーティクルボード、天板厚み：25mm 脚/支柱：スチール角パイプ（□45、焼付塗装）、脚ベース：アルミダイカスト（焼付塗装） キャスター：φ50双輪キャスター（ウレタン、ストッパー付き、リフトロックタイプ） コートダクト/スチール（焼付塗装）、配線カバー/樹脂（ABS） 天板：ラスティックミディアム、脚：黒 床傾斜調整25mm可能のこと 配線取り出し口は天板の中心にあり、蓋を閉じた状態でも4方向から配線の取出しが可能であること 天板色は木目調が3種類以上カタログ製品としてラインナップがあること コクヨ：SD-WFC1212E6AMP2NN			
NO	品目	数量	仕様				
2	カバンフック	168個	外寸法 材質 要件 設置条件 参考品番	W32mm D43mm H65mm 本体：樹脂（アクリル）、取付金具/スチール（焼付塗装） 耐荷重が49N以上あること NO.1へ取付が可能のこと コクヨ：SDA-WFSH11			
NO	品目	数量	仕様				
3	執務机 120度	1台	外寸法 材質 カラー 要件 参考品番	W2440mm D2815mm H720mm 天板/表面材：メラミン化粧板、芯材：パーティクルボード、天板厚み：25mm、ビーム/スチール角パイプ 天板：ウォームミディアム、脚：黒 天板色は木目調が3種類以上カタログ製品としてラインナップがあること 3席全てに着席した際に、目線が合わないよう1席あたり120度で配置されていること コクヨ：DSX-ZD1212-BMMW32			
NO	品目	数量	仕様				
4	上下昇降机	13台	外寸法 材質 カラー 要件 参考品番	W1150mm D675mm H1290mm 天板/表面材：メラミン化粧板、エッジ：樹脂押出材（ABS・PVC）、芯材：パーティクルボード、天板厚み：25mm ビーム/スチール（焼付塗装）、脚/スチール（焼付塗装）、アジャスター：樹脂（ABS） コートダクト/スチール（焼付塗装） 天板：ラスティックミディアム、脚：白 床傾斜調整8mm可能のこと 昇降範囲が660mmあること 障害物にあたった際に約3cm戻る安全機能が搭載していること 同メーカーのフロント・サイドパネル・コートフォルダーが取付可能のこと コクヨ：DSE-LSF1207B-SWP22			
NO	品目	数量	仕様				
5	上下昇降机用フロントパネル	12台	外寸法 材質 カラー 設置条件 参考品番	W1165mm D24mm H800mm パネル/表面材：布張り、芯材：合板 パネル：ミディアムグレージュ NO.4へ取付が可能のこと コクヨ：DSEV-LSF1208-M41			
NO	品目	数量	仕様				
6	上下昇降机用コードフォルダー	13台	外寸法 設置条件 参考品番	W65mm D1255mm H25mm NO.4へ取付が可能のこと コクヨ：DSEA-CH101			
NO	品目	数量	仕様				
7	マグネットフック	26台	外寸法 設置条件 参考品番	W24mm D675mm H450mm NO.4へ取付が可能のこと コクヨ：7K-227W			
NO	品目	数量	仕様				
8	フリーカゴ	27台	外寸法 材質 カラー 設置条件 参考品番	W558mm D275mm H582mm 本体/スチール（焼付塗装）、カバンフック/樹脂（PC）、単輪キャスター/樹脂（ナイロン） 本体：ミディアムグレージュ 下段にはA4ファイルポックスを縦に4つ収納可能であること コクヨ：DFW-K20305-MAB1			
NO	品目	数量	仕様				
9	個人ロッカー 4人用	34台	外寸法 材質 カラー 要件 参考品番	W900mm D450mm H1185mm 本体・扉・棚板：スチール、焼付塗装 引き手：樹脂成形品（スチロール） 白色 棚板4枚、扉トレーが付属していること キーレスのダイヤルロックであること 1人分の内寸法は上段W412D378H272下段W412D378H265であること コクヨ：BWU-RN4DM69SAWN4			

NO	品目	数量		仕様
10	収納庫 ベース	34台	外寸法 材質 カラー 要件 設置条件 参考品番	W900mm D438mm H60mm 本体・扉・棚板：スチール、焼付塗装 白色 アジャスターの調整幅は25mm可能であること NO.9と適切に連結ができること コクヨ：BWUB-S9SAW
NO	品目	数量		仕様
11	収納庫 天板	34台	外寸法 材質 カラー 要件 設置条件 参考品番	W900mm D450mm H20mm 表面材：メラミン化粧板、エッジ：樹脂押出材（ABS）、芯材：パーティクルボード ラスティックミディアム 天板色は木目調が3種類以上カタログ製品としてラインナップがあること NO.9と適切に連結ができること コクヨ：BWUT-W9MP2NN
NO	品目	数量		仕様
12	ネームプレート（10個入り）	15セット	外寸法 要件 設置条件 参考品番	W97mm D60mm H6mm 裏面はマグネット付きであること NO.9と適切に連結ができること コクヨ：BWZA-NM
NO	品目	数量		仕様
13	モバイルバッグ	136個	外寸法 材質 カラー 設置条件 参考品番	W375mm D125mm H350mm 表材：ポリエステル、内装：ポリエステル・ウール、芯材：PP ダークグレー NO.9内にモバイルバッグのネームフォルダーを正面にして収納可能であること コクヨ：カ- MB11DM
NO	品目	数量		仕様
14	電話台	12台	外寸法 材質 カラー 要件 参考品番	W452mm D452mm H720mm 天板/表面材：メラミン化粧板、脚/スチールパイプφ22.2、アジャスター付き 天板・フレーム：黒 棚耐荷重が（上）10kgf（下）5kgf以上であること コクヨ：TT-90E6CMNBN
NO	品目	数量		仕様
15	スクリーンブース	4セット	外寸法 材質 カラー 要件 参考品番	W1040mm D1000mm H1515mm パネル/表面材：クロス、ポリウレタンフォーム、芯材：パーティクルボード 天板/表面材：メラミン化粧板、エッジ：ABS、天板厚み：25mm 天板：ナチュラルオーク、外パネル：ペールテラコッタ、内側クロス：ホワイトブラウン タスクライトを取り付けること 外側クロスは7種類以上カタログ製品としてラインナップがあること 500～1000Hzの吸音率が0.48～1.04程度であること コクヨ：PFR-APD1010L-0YT11、ALT-TLASU1-B2、PFRA-LB10-E6A1
NO	品目	数量		仕様
16	執務椅子	4脚	外寸法 材質 カラー 要件 参考品番	W710mm D700mm H1065mm 背/背板：強化ナイロン、張り地：ポリエステル弹性メッシュ、クッション：スラブウレタン 座/座板：ポリプロピレン、クッション：モードウレタン、張り地：ポリエステル 肘/可動肘：強化ナイロン、ポリウレタンスキンモールド 脚/脚羽根：強化ナイロン、キャスター：φ60mm 背・座：ライトオリーブ、脚：黒 前傾、後傾、左右のひねりまで、体のどんな動きにも追隨する「360度グライディング機能」を搭載していること 座面に、耐圧分散と、骨盤の前滑りによる姿勢の崩れ防止を目的とした機能を有していること 安定した姿勢で作業したいときは、常時固定の切り替えができるレバーを標準装備していること 安全性試験・静荷重試験・耐久性試験において、JIS S 1043:2016規格に対応していること 座・背の色は12種類以上カタログ製品としてラインナップがあること コクヨ：CR-G3413E6G4Q4-W
NO	品目	数量		仕様
17	スクリーンブース	1台	外寸法 材質 カラー 要件 参考品番	W2965mm D1645mm H1515mm パネル/表面材：クロス、ポリウレタンフォーム、芯材：パーティクルボード 外パネル：オーリープイエロー、内側クロス：ホワイトブラウン 外側クロスは7種類以上カタログ製品としてラインナップがあること 500～1000Hzの吸音率が0.48～1.04程度であること コクヨ：PFR-CPD2916L-1S1
NO	品目	数量		仕様
18	スクリーンブース	2台	外寸法 材質 カラー 要件 参考品番	W900mm D650mm H1200mm 座・ランバー部：本体：合板、ポリウレタンフォーム、脚部：スチール、メラミン焼付塗装 背パネル/吸音ウレタン、合板、MDF、ポリウレタンフォーム 座・背パネル：グラスグリーン、ランバー：ホワイトブラウン パネル色は10種類以上カタログ製品としてラインナップがあること 500～1000Hzの吸音率が0.33～0.60程度であること コクヨ：CN-491MLCKAV3KAM1

NO	品目	数量	仕様				
19	WEB会議ブース ソファー 2人用	1台	外寸法 材質 カラー 要件 参考品番	W2200mm D1100mm H2420mm 内装パネル：不燃クロス張り 天板：表面/メラミン化粧板、芯材/パーティクルボード、床材：合板+防炎タイルカーペット 本体：ナチュラルオーク 内装：パールブラウン 天板：ナチュラルオーク ソファー：ライトオリーブ 本体がPSE（電気用品安全法）の認定品であること 換気性能は、機械給気方式を採用しており、約40秒で内部の空気が1回換気されること 内部に調光・調色式でダイヤルで調整可能なLEDが設置されていること（調光式：0～100%調色式：2700～6000K） 天板上に配線カバーを備え、OAタップが収納可能であること 熱感知式の消火設備が天井に設置されている等により、ブース内へのスプリンクラーヘッドまたは感知器の設置が免除される仕様となっていること 本体色は10種類以上カタログ製品としてラインナップがあること コクヨ：PWP-FF21PR2-T1AQ42*			
NO	品目	数量	仕様				
20	WEB会議ブース ソファー 1人用	1台	外寸法 材質 カラー 要件 参考品番	W1100mm D1100mm H2420mm 内装パネル：不燃クロス張り 天板：表面/メラミン化粧板、芯材/パーティクルボード、床材：合板+防炎タイルカーペット 本体：ナチュラルオーク 内装：パールブラウン 天板：ナチュラルオーク ソファー：ライトオリーブ 本体がPSE（電気用品安全法）の認定品であること 換気性能は、機械給気方式を採用しており、約40秒で内部の空気が1回換気されること 内部に調光・調色式でダイヤルで調整可能なLEDが設置されていること（調光式：0～100%調色式：2700～6000K） 天板上にコンセントBOX（電源2箇所、調光・調色式ダイヤル1箇所）が配置されかつスマートフォン・タブレット用スタンド機能付きであること 熱感知式の消火設備が天井に設置されている等により、ブース内へのスプリンクラーヘッドまたは感知器の設置が免除される仕様となっていること 本体色は10種類以上カタログ製品としてラインナップがあること コクヨ：PWP-FF11PL1-T1AQ42*			
NO	品目	数量	仕様				
21	ソファー	1式	外寸法 材質 カラー 要件 参考品番	W2700mm程度 D2000mm程度 背・座：ポリウレタンフォーム、ポリエステル綿 脚/スチール丸パイプ（φ19.1）、焼付塗装 背・座：ディープグリーン 追加部材なしで座面の高さを変更することが可能であること 布地が8種類以上カタログ製品としてラインナップがあること コクヨ：NTKF-14L-E6AG2Q61×1、NTKF-21L-E6AG2Q61×2、NTKF-UCL-E6AG2Q61×1、 NTKH-RL06-G2Q61×4、NTKH-RL14-G2Q61×1、NTKH-RL21-G2Q61×2、NTKS-14-G2Q61×1 NTKS-21-G2Q61×2、NTKS-UC-G2Q61×1			
NO	品目	数量	仕様				
22	ソファー	1式	外寸法 材質 カラー 要件 参考品番	W2700mm程度 D2000mm程度 背・座：ポリウレタンフォーム、ポリエステル綿 脚/スチール丸パイプ（φ19.1）、焼付塗装 背・座：オリーブイエロー 追加部材なしで座面の高さを変更することが可能であること 布地が8種類以上カタログ製品としてラインナップがあること コクヨ：NTKF-14L-E6AG21S1×1、NTKF-21L-E6AG21S1×1、NTKF-UCL-E6AG21S1×1 NTKH-WM21-G21S1×1、NTKS-14-G21S1×1、NTKS-21-G21S1×1、NTKS-UC-G21S1×1			
NO	品目	数量	仕様				
23	ソファー	6台	外寸法 材質 カラー 要件 参考品番	W650mm D682mm H770mm 背・座：ポリウレタンフォーム、ポリエステル綿 フレーム/スチール丸パイプ、焼付塗装 本体・張地：ディープグリーン キャスター付きで移動が可能であること 背クッションはファスナーで座面で固定されていること 本体・座が6種類以上カタログ製品としてラインナップがあること コクヨ：NAN-L1C-Q6AG2Q61			
NO	品目	数量	仕様				
24	スツール	1脚	外寸法 材質 カラー 要件 参考品番	W428mm D280mm H420mm 座/座板：オーク突板成型合板（カーボンシート入り）、ポリウレタン塗装、脚/樹脂（ナイロン） 明るい木目 天然木を使用し5mm程度の薄さであること コクヨ：K07-DZ72-WH11			
NO	品目	数量	仕様				
25	長方形ミーティング机 ロー	1台	外寸法 材質 カラー 要件 参考品番	W1600mm D750mm H450mm 天板/表面材：メラミン化粧板、エッジ：樹脂押出材（ABS）、芯材：パーティクルボード 脚/支柱：スチールパイプ、焼付塗装、スチール、アルミダイカスト、アジャスター付き 天板：ティンバーミディアム、脚：黒 天板色は木目調が4種類以上カタログ製品としてラインナップがあること コクヨ：LT-RG167LE6AMY3N			
NO	品目	数量	仕様				
26	長方形ミーティング机 ミドルロー	1台	外寸法 材質 カラー 要件 参考品番	W1600mm D900mm H620mm 天板/表面材：メラミン化粧板、エッジ：樹脂押出材（ABS）、芯材：パーティクルボード 脚/支柱：スチールパイプ、焼付塗装、スチール、アルミダイカスト、アジャスター付き 天板：ティンバーミディアム、脚：黒 天板色は木目調が4種類以上カタログ製品としてラインナップがあること コクヨ：LT-RG169MLE6AMY3N			

NO	品目	数量	仕様			
27	長方形机 ミドル	2台	外寸法 材質 カラー 要件 参考品番	W550mm D448mm H720mm 天板/表面材：ポリウレタン系レザー、芯材：MDF、天板厚み：25mm 天板：サンドブラウン、脚：白 天板傾斜角度は10度であること ドリンク等を配置できるスペースがあること コクヨ：LT-450TLSAAVA0V		
NO	品目	数量	仕様			
28	長方形ミーティング机 ミドル	2台	外寸法 材質 カラー 要件 参考品番	W1800mm D900mm H720mm 天板/表面材：メラミン化粧板、エッジ：樹脂押出材（ABS）、芯材：パーティクルボード、天板厚み：25mm 脚/支柱：スチール丸パイプ（φ50.8）、焼付塗装、脚ベース：アルミダイカスト（焼付塗装） キャスター：薄型キャスター（ナイロン、ストッパー2個付き） 天板：ナチュラルオーク、脚：黒 片側ストッパー操作で前後2輪が同時ロックできること 天板色は木目調が3種類以上カタログ製品としてラインナップがあること コクヨ：MT-V189E6AMT1-C		
NO	品目	数量	仕様			
29	長方形ミーティング机 ミドル	1台	外寸法 材質 カラー 要件 参考品番	W1500mm D900mm H720mm 天板/表面材：メラミン化粧板、エッジ：樹脂押出材（ABS）、芯材：パーティクルボード、天板厚み：25mm 脚/支柱：スチール丸パイプ（φ50.8）、焼付塗装、脚ベース：アルミダイカスト（焼付塗装） アジャスター：樹脂成型品（PE） 天板：ナチュラルオーク、脚：黒 天板色は木目調が3種類以上カタログ製品としてラインナップがあること コクヨ：MT-V159E6AMT1-E		
NO	品目	数量	仕様			
30	長方形ミーティング机 ミドル	1台	外寸法 材質 要件 参考品番	W1800mm D800mm H718mm 天板/表面材：積層材（OSB）、ポリウレタン塗装、天板厚み：22mm 脚/ビーチ材、ポリウレタン塗装、フレーム/スチール、粉体塗装 木部は天然素材を使用していること コクヨ：TIG-K1808M-W2BWD21		
NO	品目	数量	仕様			
31	台形ミーティング机 ミドル	19台	外寸法 材質 カラー 要件 参考品番	W1460mm D650mm H720mm 天板/表面材：スチール（焼付塗装）天板厚み：19mm 脚/支柱：スチール丸パイプ（φ28.6、焼付塗装） キャスター：φ40双輪キャスター（本体：ナイロン、車輪ウレタン巻き） アジャスター：樹脂成型品（ナイロン） 天板・脚：ディープグリーン エッジレス天板であること 天板下の構造部材がなく、脚やチェアとの干渉を軽減できること 天板色は6種類以上カタログ製品としてラインナップがあること コクヨ：TAN-MZ1506M1-Q6Q61		
NO	品目	数量	仕様			
32	角形ミーティング机 ハイ	1台	外寸法 材質 カラー 要件 参考品番	W1500mm D750mm H1000mm 天板/表面材：スチール（焼付塗装）天板厚み：19mm 脚/支柱：スチール丸パイプ（φ28.6、焼付塗装） キャスター：φ40双輪キャスター（本体：ナイロン、車輪ウレタン巻き） アジャスター：樹脂成型品（ナイロン） 天板・脚：アッシュターコイズ エッジレス天板であること 天板下の構造部材がなく、脚やチェアとの干渉を軽減できること 天板色は6種類以上カタログ製品としてラインナップがあること コクヨ：TAN-MK1507H1-39391		
NO	品目	数量	仕様			
33	ミーティング椅子 ミドル キャスター脚	43脚	外寸法 材質 カラー 要件 参考品番	W560mm D500mm H780mm 背/背板：抗菌剤入りポリプロピレン、座/座板：ポリプロピレン、クッション：モールドウレタン 脚/スチール丸パイプ（φ19.1、粉体塗装） 本体・座・背・脚・キャスター：ディープグリーン 水平スタックが可能であること 座クッション構造が中央部を深く設定したベース層に厚みのあるモードウレタンを重ねていること 色は6種類以上カタログ製品としてラインナップがあること コクヨ：K01-Z211CU-Q6G2Q61		
NO	品目	数量	仕様			
34	ミーティングベンチ ミドル	2台	外寸法 材質 要件 参考品番	W1800mm D400mm H418mm 天板/表面材：積層材（OSB）、ポリウレタン塗装 脚/ビーチ材、ポリウレタン塗装、フレーム/スチール、粉体塗装 木部は天然素材を使用していること コクヨ：NIG-B1804Z-W2BWD21		
NO	品目	数量	仕様			
35	ミーティング椅子 ハイ キャスター脚	2台	外寸法 材質 カラー 要件 参考品番	W505mm D488mm H815mm 背/背フレーム：抗菌剤入りポリプロピレン、座/座板：ポリプロピレン、クッション：モールドウレタン 脚/スチール丸パイプ（φ19.1、粉体塗装） 本体・座・背・脚・キャスター：アッシュターコイズ キャスターつきであること 座クッション構造が中央部を深く設定したベース層に厚みのあるモードウレタンを重ねていること 色は6種類以上カタログ製品としてラインナップがあること コクヨ：K01-ZA11CU-39G2391		

NO	品目	数量	仕様					
36	ミーティング椅子 ハイ ベンチ	1台	外寸法 材質 カラー 要件 参考品番	W1200mm D470mm H700mm 座/座板：成型合板、クッション：モールドウレタン 脚/スチール丸パイプ（φ19.1、粉体塗装） 本体・座・背・脚・キャスター：アッシュターコイズ 座クッション構造が中央部を深く設定したベース層に厚みのあるモードウレタンを重ねていること 色は6種類以上カタログ製品としてラインナップがあること コクヨ：K01-Z182CZ-39G2391				
NO	品目	数量	仕様					
37	カウンターテーブル ハイ	1台	外寸法 材質 カラー 要件 参考品番	W1790mm D558mm H1000mm 天板/表面材：メラミン化粧板、エッジ：樹脂押出材（ABS）、芯材：パーティクルボード 脚/支柱：スチールパイプ、アジャスター付き 天板：ティンバーミディアム、脚：黒 天板色は木目調が4種類以上カタログ製品としてラインナップがあること コクヨ：IRG-D1804HTM-6AY31				
NO	品目	数量	仕様					
38	カウンターテーブル ハイ	1台	外寸法 材質 カラー 要件 参考品番	W2390mm D558mm H1000mm 天板/表面材：メラミン化粧板、エッジ：樹脂押出材（ABS）、芯材：パーティクルボード 脚/支柱：スチールパイプ、アジャスター付き 天板：ティンバーミディアム、脚：黒 天板色は木目調が4種類以上カタログ製品としてラインナップがあること コクヨ：IRG-D2404HTM-6AY31				
NO	品目	数量	仕様					
39	カウンターテーブル ハイ	1台	外寸法 材質 カラー 要件 参考品番	W1790mm D558mm H1000mm 天板/表面材：メラミン化粧板、エッジ：樹脂押出材（ABS）、芯材：パーティクルボード 脚/支柱：スチールパイプ、アジャスター付き 天板：ティンバーミディアム、脚：黒 天板色は木目調が4種類以上カタログ製品としてラインナップがあること コクヨ：IRG-J1804HTM-6AY31				
NO	品目	数量	仕様					
40	ミーティング椅子 ハイ キャスター脚	6脚	外寸法 材質 カラー 要件 参考品番	W535mm D605mm H1085mm 背・座/メラミン化粧板、ビーチ成型合板、座：ポリウレタンフォーム 脚/スチール丸パイプ 本体：ティンバーミディアム、座パッド：ディープグリーン クッションは30mm以上の厚みがあること コクヨ：K03-B43-MY3G2Q62				
NO	品目	数量	仕様					
41	衝立 H1600	4台	外寸法 材質 カラー 要件 参考品番	W900mm D320mm H1600mm パネル/表面材：布張り、芯材：不織布（ポリエステル） 安定脚/スチール（焼付塗装） 張地：緑、脚：ミディアムグレージュ 500～1000Hzの吸音率が0.73～1.23程度であること パネルが5種類以上カタログ製品としてラインナップがあること コクヨ：PLF-P0916C-MA2MLK1				
NO	品目	数量	仕様					
42	衝立 H1800	6台	外寸法 材質 カラー 要件 参考品番	W900mm D320mm H1800mm パネル/表面材：布張り、芯材：不織布（ポリエステル） 安定脚/スチール（焼付塗装） 張地：緑、脚：ミディアムグレージュ 500～1000Hzの吸音率が0.73～1.23程度であること パネルが5種類以上カタログ製品としてラインナップがあること コクヨ：PLF-P0918C-MA2MLK1				
NO	品目	数量	仕様					
43	衝立 H1800	5台	外寸法 材質 カラー 要件 参考品番	W1125mm D620mm H1835mm パネル/表面材：クロス、ポリウレタンフォーム、芯材：MDF キャスター/薄型キャスター（ナイロン、ABS、ストッパー2個） 張地：ホワイトブラウン 500～1000Hzの吸音率が0.52～0.98程度であること パネルが4種類以上カタログ製品としてラインナップがあること コクヨ：PFR-SW11MN-6AM11				
NO	品目	数量	仕様					
44	植栽	1台	外寸法 要件 参考品番	W1000mm D1000mm H1800mm アレカパームの人工植物であること コクヨ：PX-GRP18NN				
NO	品目	数量	仕様					
45	植栽	2台	外寸法 要件 参考品番	W700mm D700mm H1800mm ベンジャミンの人工植物であること コクヨ：AEG-BJ01-2				
NO	品目	数量	仕様					
46	プラントBOX	3台	外寸法 材質 カラー 参考品番	W380mm D380mm H380mm 本体：ポリスチレン 白色 コクヨ：APB-S03S38-SW2				

NO	品目	数量	仕様				
47	コンセントプランタ	2台	外寸法 材質 カラー 要件 参考品番	W800mm D240mm H770mm 本体・棚板：スチール、焼付塗装 人工植物/葉：ポリエステルクロス、ベース材：ポリスチレンフォーム、アジャスター付き（片側キャスター併用） ディープグリーン 上面部に4口、側面部に2口電源コンセントが付いていること 片側キャスター付きであること コクヨ：APB-PPT0807B-Q6A1			
NO	品目	数量	仕様				
48	ホワイトボード	1台	外寸法 材質 要件 参考品番	W1685mm D600mm H1800mm 板面/スチール、脚ベース/アルミダイカスト、焼付塗装 キャスター/薄型キャスター（ナイロン、ストッパー2個付き）Φ50双輪キャスター（ウレタン、リフトロックタイプ） 両面がホワイトボード仕様であること アジャスター10mm調整が可能であること W910まで折り畳むことが可能であること ホワイトボード用イレーザー（マグネット付き）1個、ホワイトボード用マーカー3本（赤1、黒2）、 マーカー受け1個が付属していること コクヨ：B03-P218S1S1-1			
NO	品目	数量	仕様				
49	ディスプレイアーム	61本	寸法 要件 参考品番	W117mm D580mm H720mm 耐荷重 1～9kgであること 対応サイズ 17～32インチであること 可動範囲 チルト 上45° 下45° パン 左90° 右90° 回転 左180° 右180° グリーンハウス：GH-AMDP1			

## 入札適合条件

令和6年度執務室什器の購入等業務一式を実施するに当たり、以下の条件を満たすこと。

- (1) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 仕様書に記載の仕様を満たす物品で入札の参加すること。
- (3) 仕様書に記載された参考品番以外の商品で入札に参加する場合は、当該商品の「同等品申請理由書」及び仕様、規格等が分かるカタログ、パンフレット等の資料を提出すること。

本件の入札に参加しようとするものは、上記の（1）から（3）の条件を満たすことを証明するために、様式1及び様式2の機能証明書等を原子力規制委員会原子力規制庁に提出し、原子力規制庁長官官房会計部門が行う適合審査に合格する必要がある。

なお、機能証明書等（添付資料を含む。）を書面で提出する場合は、正1部を提出すること。電子調達システムで参加する場合は、入札説明書に記載の期限までに同システム上で機能証明書を提出すること。

また、機能証明書を作成するに際して質問等を行う必要がある場合には、令和6年11月14日（木）12時までに電子メール又は文書で、下記の原子力規制庁長官官房会計部門に提出すること。

提出先：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房会計部門

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル  
18階

担当：鈴木 魁世 (suzuki\_kaisei\_s7d@nra.go.jp)

TEL：03-5114-2103

(様式 1 )

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商 号 又 は 名 称

代表者役職・氏名

「令和 6 年度執務室什器の購入等業務一式」の入札に関し、応札者の条件を満たしていることを証明するため、機能証明書を提出します。

なお、落札した場合は、仕様書に従い、万全を期して業務を行いますが、万一不測の事態が生じた場合は、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官の指示の下、全社を挙げて直ちに対応します。

担当者等連絡先  
部 署 名 :  
責任者名 :  
担当者名 :  
T E L :  
E - m a i l :

(様式2)

## 機能証明書

件名：令和6年度執務室什器の購入等業務一式

商号又は名称：

条 件	回 答 (○or×)	資料 No.
(1) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。  (2) 仕様書に記載の仕様を満たす物品で入札の参加すること。  (3) 仕様書に記載された参考品番以外の商品で入札に参加する場合は、当該商品の「同等品申請理由書」及び仕様、規格等が分かるカタログ、パンフレット等の資料を提出すること。		

機能証明書に対する照会先

所在地 : (郵便番号も記載のこと)

商号又は名称及び所属 :

担当者名 :

電話番号 :

E-Mail :

## 同等品申請理由書

令和 年 月 日

原子力規制委員会

原子力規制庁担当職員 殿

住所 \_\_\_\_\_

会社名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

連絡先 Tel: \_\_\_\_\_

E-mail: \_\_\_\_\_

仕様書（別紙1） NO. 品目			
--------------------	--	--	--

### 同等品申請内容

	提案品		
メーカー名		製品名	
品番		カタログページ	
価格（税込）			
仕様書（別紙1）との 仕様の違い (機能・性能・品質)			
同等品と判断した 理由			

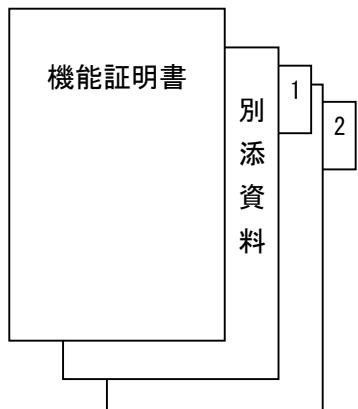
原子力規制委員会 原子力規制庁記入欄	承認／否認	判定日	
-----------------------	-------	-----	--

### 【留意事項】

- 申請するアイテム毎に、本書を提出すること。
- 価格欄には、カタログ掲載の定価またはメーカー小売希望価格を記載すること。
- 定価のないものについては、通常の流通価格を参考価格として記載すること。
- カタログ、パンフレット等を添付すること。
- 全ての書類を日本語で記載すること。

## 記載上の注意

1. 機能証明書の様式で要求している事項については、指定された箇所に記載すること。なお、回答欄には、条件を全て満たす場合は「○」、満たさない場合は「×」を記載すること。
2. 内容を確認できる書類等を要求している場合は必ず添付した上で提出すること。なお、応札者が必要であると判断する場合については他の資料を添付することができる。
3. 機能証明書の説明として別添資料を用いる場合は、当該項目の「資料 No.」欄に資料番号を記載すること。  
その場合、提出する別添資料の該当部分をマーカー、丸囲み等により分かりやすくすること。
4. 資料は、日本語（日本語以外の資料については日本語訳を添付）、A4判（縦置き、横書き）で提出するものとし、様式はここに定めるもの以外については任意とする。
5. 機能証明書は、下図のようにまとめ提出すること。



- ①項目ごとにインデックス等を付ける。
- ②紙ファイル、クリップ等により、順序よくまとめ綴じる。

(案)  
売 買 契 約 書

支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名（以下「甲」とい  
う。）と、（以下「乙」という。）とは、下記事項に関し、別記契約心得及び特記事項により売買契約を締結する。

## 記

契 約 金 額	金 <u>円</u>
	（うち消費税額及び地方消費税額 <u>円</u> ）
	上記の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項 及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83 の規定に基づき、算出した額である。
1. 件 名	令和6年度執務室什器の購入等業務一式
2. 数 量	別添仕様書のとおり
3. 仕 様	別添仕様書のとおり
4. 納 入 期 限	令和7年3月31日
5. 納 入 場 所	別添仕様書のとおり
6. 契 約 保 証 金	全額免除

上記契約の証として、本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都港区六本木一丁目9番9号  
支出負担行為担当官  
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名

乙

(別記)

## 原子力規制委員会原子力規制庁物件売買契約心得

## (適用)

第1条 本契約条項（特記事項を含む。）は物件の売買契約に適用する。

## (権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、乙から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

（1）甲は、承諾の時において本契約上乙に対して有する一切の抗弁について保留すること。

（2）譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

（3）甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

## (給付完了の通知)

第3条 乙は、物件全部の給付を終えたときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

## (給付完了の検査の時期)

第4条 甲は、前条の通知を受けた日から10日以内にその給付物件の検査をし、合格した上で引渡しを受けるものとする。

## (所有権移転の時期)

第5条 前条の引渡しを終った日をもって所有権移転の時期とする。

## (契約不適合責任)

第6条 甲は、給付物件の引渡しが終った後でも給付物件の目的物が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

2 前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するにはその契約不適合の事実を知った時から1年以内に乙に通知することを要する。ただし、乙が、給付物件の目的物を甲に引き渡した時において、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

3 乙が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙の負担において第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の履行期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか甲が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲は、乙に対し、第1項の催告をすることなく、乙の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

## (対価の支払)

第7条 甲は、給付物件の引渡しを受けた後乙から適法な支払請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に対価を支払わなければならない。

## (遅延利息)

第8条 甲が前条の約定期間に内に対価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

## (違約金)

第9条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、違約金として次の各号に定める額を徴収することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、履行期限までに給付物件の引渡しを終らないとき 延引日数1日につき契約金額の100分の1に相当する額
- (2) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、履行期限までに物件の給付を完了しないか、又は履行期限までに物件の給付を完了する見込みがないと甲が認めたとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (3) 乙が正当な事由なく解約を申出たとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (4) 甲が本契約締結後に保全を要するとして指定した情報（以下「保全情報」という。）が乙の責に帰すべき事由により甲又は乙以外の者（乙の親会社、地域統括会社等を含む。以下同じ。ただし、第12条第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。）に漏洩したとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (5) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があつたとき 契約金額の

100分の10に相当する額

(6) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約条項に違反したとき 契約金額の100分の10に相当する額

2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約の解除等)

第10条 甲は、乙が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ちに解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約金額その他これまでに引き渡しを受けた物件の対価及び費用を支払う義務を負わない。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、契約金額の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

(損害賠償)

第11条 甲は、契約不適合の履行の追完、対価の減額、違約金の徴収、契約の解除をしても、なお損害賠償の請求をすることができる。

2 甲は、前項によって種類又は品質に関する契約不適合を理由とする損害の賠償を請求する場合、その契約不適合を知った時から1年以内に乙に通知することを要するものとする。

(保全情報の取扱い)

第12条 乙は、保全情報を乙以外の者に提供してはならない。ただし、甲が個別に許可した場合はこの限りでない。

2 乙は、契約履行完了の際、保全情報を甲が指示する方法により、返却又は削除しなくてはならない。

3 乙は、保全情報が乙以外の者（ただし、第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。）に漏洩した疑いが生じた場合には、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、甲に連絡するものとする。また、甲が指定した情報の漏洩に関する甲の調査に対して、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、協力するものとする。

(契約の公表)

第13条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

(紛争の解決方法)

第14条 本契約の目的の一部、納期その他一切の事項については、甲と乙との協議により、何時でも変更することができるものとする。

2 前項のほか、本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めてない事項については、甲と乙との協議により決定するものとする。

## 特記事項

### 【特記事項 1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
  - イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき
  - ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
  - ハ 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- (2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- (3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- (1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- (2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- (3) 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求する

ことができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

#### 【特記事項2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が數次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除せらるるにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下

請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

- 第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
  - 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
  - 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
  - 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
  - 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
  - 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

※ 以下、仕様書を添付する。